地方公共団体に対する意見聴取の結果(4.その他)

意見

意見に対する考え方

【法の厳格な運用を求める意見】

- 区域指定後の土地調査においては、必要最小限に留め、その土地等の利用に関連しない情報を収集することのないよう、法の運用を厳格に遵守すること。
- 一部住民より区域指定されることにより区域内の住民のプライバシー権や財産権並びに思想・良心の自由が侵害されるのではないかと憂慮する意見が市へ寄せられたため、申し添える。
- 調査の実施など制度の運用に当たっては、住 民等の権利を不合理に制約したり、日常生活や 事業活動に影響が出たりすることがないよう、 最大限の配慮をお願いしたい。

重要土地等調査法に基づく措置は、区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために、必要な最小限度のものとなるよう実施することとしており、法及び基本方針にのっとり適切に運用してまいりたい。

土地等利用状況調査に当たっては、土地等の利用者等について、思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはない。

また、本法の制度は、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行うものであり、一般的な生活や事業活動に影響はない。

【調査により収集した個人情報の保護についての意見】

- 法の運用にあたっては、国民の権利や自由を 侵害することがないよう、また、個人情報の保 護にも配慮した、基本方針に基づく厳格な運用 を求める。
- 取り扱う個人情報の保護に万全を期していただきたい。

個人情報の保護については、法及び基本方針 並びに内閣府のセキュリティポリシーにのっ とり、万全を期してまいりたい。

等

【機能阻害行為の認定についての意見】

○ 機能阻害行為の認定に当たっては厳正を期 し、注視区域等内における住民の生活に萎縮を もたらし、本来意図した機能阻害行為とは無関 係な利用行為を住民がためらうこと等が生じ ないよう、十分配意されたい。 勧告及び命令の実施に当たっては、法及び基本方針に照らして評価し、土地等利用状況審議会の意見を聴いて行うなど適切に運用してまいりたい。

【地価への影響等に係る意見】

- 指定候補施設周辺の区域指定が地区の発展 の妨げにならないよう配慮をお願いするとと もに、必要最小限、限定的に留めていただきた い。あわせて、当該土地の風評被害(地価の下 落等)につながらないよう配慮願いたい。
- 今回の注視区域の指定によって、区域内の土 地等取引や不動産の資産価値等に影響が生じ るなど、住民等が不利益を被るようなことがな いよう、制度の運用をお願いしたい。
- 当該地域においては、私権を制限することとなるため、路線価格に影響があり、結果、不動産評価額が低減し、不利益を被る土地所有者の方がある可能性がある。そのような場合に、自治体として固定資産税の減免を検討する必要を求められる可能性もあるため、その際に自治体の減収を補填するなど、国としての支援策などは検討されないのかを伺いたい。

重要土地等調査法に基づく措置は、区域内に ある土地等が機能阻害行為の用に供されるこ とを防止するために、必要な最小限度のものと なるよう実施することとしており、法及び基本 方針にのっとり適切に運用してまいりたい。

特別注視区域内においては、土地や建物の売買等に当たり、届出が必要となる場合はあるが、不動産の取引自体を規制するものではない。また、本法の制度は、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行うものであり、一般的な生活や事業活動に影響はない。

そのため、本法に基づく調査や届出等の措置が実施されたとしても、本法の目的を実現するための必要最小限度のものであり、これらの区域内の土地等の所有者等が受忍しなければならない程度のものと考えられるため、補償は要しないものと考えている。

【経済的社会的観点からの留意事項を踏まえた区域の区分の変更に係る意見】

○ 今回候補として提示のあった特別注視区域については、大部分の面積が人口集中地区(= DID地区)であり、また、本市は人口約20万人以上の市であることから、特別注視区域の指定に当たっては、経済的社会的観点からの御配慮を頂きたい。

御指摘の区域については、国勢調査に基づく 人口集中地区の状況を踏まえ、「施設の周囲に 指定される注視区域の面積の大部分が人口集 中地区であること」との要件を満たしていない と考えており、法及び基本方針にのっとり、特 別注視区域として指定することとしている。

【区域外の施設の敷地境界に係る意見】

○ 区域図(案)においては、隣接する重要施設 の敷地の境界線が引かれていないため、明確に 区別するための境界線を引いていただきたい。 区域図は、区域の内外を示す線を記載することとしており、区域外に所在する重要施設の敷地境界線を記載すると、事業者や地域住民の間に無用の混乱を生じさせるおそれがあることから困難である。

【人口集中地区を区域の外縁とする旨の意見】

○ 人口集中地区の境界線を区域の境界線としていただきたい。

経済的社会的観点からの留意事項における 人口集中地区の考え方は、人口集中地区を特別 注視区域から外すというものではなく、基本方

針第2の4(2)に記載しているとおり、①施設の周囲に指定される注視区域の面積の大部分が人口集中地区であること、②施設の周囲に指定される注視区域内に、人口約20万人の市町村又は特別区の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村又は特別区が存在すること、の両方を満たす場合には、総合的に勘案した結果として、その周囲を特別注視区域として指定しないことがあるというものである。

したがって、人口集中地区の境界線を区域の 境界線とすることは困難である。

【注視区域内での開発許可等の手続きに係る意見】

○ 注視区域内での開発許可等に当たり、自治体 と開発事業者等申請者との間で、新たな手続き が必要となるのか、どのような問題が生じるの か不明である。

本法の制度は、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行うものであり、自治体と関係事業者等申請者との間で新たな手続等が生じることはないと考えているが、疑義等があれば内閣府に御相談いただきたい。

【区域指定の解除に係る意見】

○ 重要施設の飛地が将来機能停止となる予定 であるところ、予定どおり機能が停止された場 合は、当該飛地の周辺の区域の解除の検討をお 願いしたい。 区域指定の事由となる重要施設の敷地の縮小等により区域が縮小する場合などは、法及び基本方針に照らして適切に評価した上で、速やかに区域指定の解除等、必要な措置を講ずることとなる。

【区域の見直し、将来の区域指定に係る意見】

- 不動産取引の件数の増大が見込まれていることから、特別注視区域の指定及び見直しに当たっては、当自治体の経済活動に配慮していただくようお願いしたい。
- 今後、空港の周辺が指定される際、区域指定 や調査等に当たっては、周辺地域への民間投資 を含め、同空港の発展に支障を及ぼさないよう お願いしたい。

区域の指定及び見直しに当たっては、法及び 基本方針(経済的社会的観点からの留意事項を 含む。) に照らして評価し、適切に判断してま いりたい。

【国による周知・広報についての意見、住民説明会についての意見】

- 特別注視区域では一定以上の面積の土地取引に対して事前の届出が義務化されるなど、住民の生活に影響を及ぼすため、国においては、これまで以上に制度の周知に力を入れ、住民の不安を取り除いていただきたい。
- 区域内の住民及び事業者に対し、国の責任に おいて、本制度の目的、内容、必要性等につい て丁寧に説明し、理解を求めるとともに、調査 の際の個人情報の取扱いや社会経済活動への 影響といった、住民等の不安解消に努めていた だきたい。
- 区域指定の判断基準を含め、法の目的等について、国の責任において住民に説明をされたうえで、指定を検討されたい。
- 指定にあたっては、住民に過度な不安が生じないよう丁寧な説明を、国において責任を持って実施していただきたい。
- 区域指定に対する住民の理解と不安を払拭 するためにも、地域住民説明会の実施が必要と 考えており、住民説明を求める。

施していくためには、法の趣旨や制度についての周知・広報が重要であることから、内閣府のホームページやリーフレットにおいて、法に基づく各種措置の趣旨や区域の範囲、届出手続等について掲載している。

重要土地等調査法に基づく措置を着実に実

また、関係地方公共団体や関係業界団体等の協力も頂き、リーフレットの配布、広報誌やチラシなどの活用も行っているところ。

加えて、区域指定に当たっては、関係地方公 共団体から意見を聴取することとしており、さ らに、コールセンターにて地域住民や事業者の 方々からの個別の問合せにも対応している。

こうした取組を引き続き展開し、更なる周知・広報の充実に取り組み、国民の理解が一層深まるよう尽力してまいりたい。

なお、これらにより地域住民や事業者の方々 の質問等に対応できることから、住民説明会の 実施は考えていない。

等